

【タイ】外国人就労管理法

海外立法情報課 合地 幸子

* 2017年6月23日、外国人就労法及び外国人雇用法が統合され、新たに外国人就労管理法が施行された。同法は、非熟練外国人労働者に対する就労管理の改善及び人身取引の規制強化を目的とする。

1 背景と経緯

(1) 非熟練外国人労働者に対する就労法

タイでは、カンボジア、ラオス、ミャンマー（以下「CLM 諸国」）から非熟練の不法労働者が大量に流入している。CLM 諸国からの非熟練労働者の就労管理は、外国人就労法（1978年）（注1）に基づく特定業種の労働許可の付与及び入国管理法（1979年）（注2）に基づく住民登録により行われてきた。しかし、これらの一般的な出入国管理制度の運用だけでは、不法労働者の抑制には至らなかった。そのため、2002年以降に順次 CLM 諸国政府と覚書を締結し、国籍証明書の取得を義務化するとともに各国の労働省を窓口とする斡旋・雇用制度（注3）を開始し、2008年の改正外国人就労法（注4）にも規定した。しかし同制度も、煩雑な手続と手数料負担から登録者が伸び悩んだ。また、登録手続が行われた場合でも、雇用主、行政官、ブローカーによる斡旋料搾取が問題となった（注5）。

(2) 人身取引に関する規制

タイの不法労働問題に関しては、近年特に CLM 諸国から流入する非熟練労働者に対する人身取引が国際社会から指摘されている（注6）。タイ政府は、人身取引の規制を段階的に強化した。2008年の人身取引禁止法（注7）では、人身取引を、脅しや力の行使、誘拐、詐欺等を手段として、人を探し、選び、売買する等の行為と定義し、その対象を女性及び子どもだけから、全ての者へ拡大した（注8）。

さらに、2016年の外国人雇用法（注9）では、雇用主が CLM 諸国の労働者へ登録等の諸経費以外の支払を請求することを禁じ、違反者には10年以下の懲役又は20万バーツ（注10）以下の罰金を科すことを定めた。しかし、同法には人身取引禁止法で定められている人身取引に関する具体的な雇用主側の禁止行為が明文化されていない等、法律間の齟齬（そご）が見られた。そのため、2017年6月23日、外国人就労法及び外国人雇用法を統合した、外国人就労管理法（注11）を制定、施行した。同法は、8部145か条から成り、新たに人身取引防止関連の規定を設けて雇用主の責任を明確にし、罰則を強化するとした。あわせて、不法労働者の管理目的のため、外国人労働者への罰則も規定されている。

2 法律の概要

(1) 雇用主に対する罰則強化

①外国人に就労が認められていない業種（注12）に外国人を就労させた場合、②有効な労働許可証を所持していない外国人労働者を雇用した場合、又は③雇用を許可された外国

人労働者以外の者を雇用した場合、当該の雇用主には外国人労働者一人につき 40 万から 80 万バーツ（外国人就労法では 1 万から 10 万バーツ）の罰金を科す（第 102 条及び第 122 条）（注 13）。外国人労働者を労働許可証の記載業務と異なる業務に就かせた場合、雇用主には、外国人労働者 1 人当たり、40 万バーツ以下（外国人就労法では 1 万バーツ）の罰金を科す（第 123 条）。外国人労働者の雇用中止又は終了から 7 日以内にその旨を労働監督局に通知しなかった場合、雇用主には 10 万バーツ以下の罰金を科す（第 124 条）。

(2) 人身取引防止関連の罰則

雇用主が外国人労働者の労働許可証又は身分証明書を取り上げた場合、6 か月以下の懲役若しくは 10 万バーツ以下の罰金又はその両方を科す（第 131 条）。タイで就労できると偽り、人身取引を行った雇用主には、禁固 3 年から 10 年若しくは外国人労働者一人につき 60 万から 100 万バーツの罰金、又はその両方を科す（第 128 条）。人身取引の定義に該当する形で外国人労働者を雇用した者には、禁固 1 年から 3 年若しくは罰金 20 万から 60 万バーツ、又はその両方を科す（第 129 条）。

(3) 外国人労働者に対する罰則

外国人労働者が斡旋・雇用制度に基づく有効な労働許可証を所持しない又は外国人の就労が禁止されている業種に就いた場合、当該外国人労働者には、懲役 5 年以下若しくは 2 千から 10 万バーツの罰金又はその両方を科す（第 101 条）。外国人労働者が労働許可証に記載されている業種とは異なる業種で働いた場合、当該外国人労働者には最高 10 万バーツ（外国人就労法では 2 万バーツ）の罰金を科す（第 121 条）。外国人労働者が、緊急の業務（15 日以内の会議、修理等）を労働省に通知せずに行った場合、2 万から 10 万バーツ（外国人就労法では 2 万バーツ）の罰金を科す（第 119 条）。

注（インターネット情報は 2017 年 9 月 11 日現在である。）

- (1) Foreign Employment Act (B.E.2521(1978)). <<http://www.thailandlawonline.com/translations/foreign-employment-working-of-aliens-act>>
- (2) Immigration Act (B.E.2522 (1979)). <<http://world.moleg.go.kr/fl/download/40849/QE1LGOCDFNCT0XSSHJQQ>>
- (3) CLM 各国は自国出身者に国籍証明の手続を行いパスポートに準ずる身分証明書を発行する。それを基にタイ政府が査証を発給する。また、被雇用者署名済みの雇用契約書を、雇用主を通じて、両国の労働省へ提出させる。
- (4) Working of Alien Act (B.E.2551(2008)). <https://www.doe.go.th/prd/assets/upload/files/alien_en/ba025e4920e5f1b41971b4dfb5d3c9bb.pdf>、邦訳は、大友有「タイにおける外国人労働者政策—政策の変遷と「仏暦 2551 年(2008 年)外国人就労法」—」『外国の立法』No.246, 2010.12, pp.132-138. <<https://chosa.ndl.go.jp/WIN/lib/doc/0000044254001.pdf?inline=true>>を参照。
- (5) 山田美和「転換期を迎えるタイの移民労働者政策—合法と非合法の間で」『アジア研ワールド・トレンド』第 176 号, 2010.5, pp.16-19.
- (6) 一例として、US. Department of State. *Trafficking in persons Report June 2017*. 2017.7, p.46. <<https://www.state.gov/documents/organization/271339.pdf>>
- (7) Anti-Trafficking in Persons Act (B.E.2551(2008)). <<http://library.siam-legal.com/thai-law/anti-trafficking-persons-act-introduction-sections-1-5/>>
- (8) 芝原真紀「【タイ】人身取引禁止法の施行」『外国の立法』No.239-2, 2009.5, pp.24-25. <<http://ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/23902/02390212.pdf>>
- (9) “Summary of Royal Ordinance on Bringing Migrant Workers to Work with Employers in Thailand B.E.2559 (2016).” <<http://www.thaiembassy.org/budapest/en/news/523/69667-Royal-Ordinance-on-Bringing-Migrant-Workers-to-Wor.html>>
- (10) 1 バーツは約 3.31 円（2017 年 9 月分報告省令レート）。
- (11) Foreign Worker Management Act (B.E.2560(2017)).<<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2560/A/065/1.PDF>>
- (12) 肉体労働や店員等 39 業種が指定されている。「外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用」日本貿易振興機構ウェブサイト <https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_05.html>
- (13) 第 102 条及び第 122 条は、2018 年 1 月 1 日から施行される。